

# 熱海市道路等小規模施設修繕業務委託（単価契約）事務処理要領

## （目的）

第1条 この要領は、熱海市が管理する市道・法定外道路及び河川等の道路維持にかかる小規模修繕等の単価契約に関し必要な事項を定め、その事務処理を明確にするとともに、適切な執行を図ることを目的とする。

## （適用範囲）

第2条 この要領は、道路・河川等の小規模施設修繕業務委託（排水施設工、安全施設工等の小規模な維持修繕）に適用する。

## （用語の定義）

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）単価契約 道路等の維持管理に関して工法の標準化により規格化されたものについて、工種毎の単価を契約し、指示した作業の実績によって工事費等を支払う契約をいう。
- （2）業務指示 発注者の発議により請負者に対し、作業の内容を示し実施させることをいう。
- （3）限度額 業務指示1件あたりの金額の上限をいう。

## （設計積算）

第4条 設計積算は、次の各号に定めるところによるものとする。

- （1）単価の積算は、土木工事標準積算基準書及び静岡県建設資材等価格決定要領等によるものとする。
- （2）1年を通じて実施する業務委託については、清算事務等による業務の空白期間を生じさせないよう、後続の業務委託と契約期間を1ヶ月程度重複させることができる。この場合、業務指示が可能な時期等を明確に定めるものとする。

第5条 単価の契約は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- （1）予定価格は、次の計算式により算出する。  
予定価格＝全体金額×率＝{A工種単価（経費含む）＋B工種単価（経費含む）  
＋……………}×率
- （2）契約金額は、次の計算式により算出する。

$$\text{契約工種別単価} = \frac{\text{落札額}}{\text{工種別合計単価（入札対象額）}} \times \text{工種別単価}$$

## （業務指示の方法）

第6条 業務指示により作業を実施させるときは、業務指示書（熱海市道路等小規模施設修繕業務委託契約書書様式第1号）を受注者に交付し、すみやかに作業に着手させなければならない。

2 業務指示1件当りの限度額は、100万円とする。

## （その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、法令（熱海市の条例、規則を含む。）の定めるところによるもののほか、発注者、受注者協議のうえ決定するものとする。

## 附 則

この要領は令和7年6月1日から施行する。